

プレスリリース

平成17年7月2日  
水産庁境港漁業調整事務所  
境海上保安部

### 韓国カニかご漁船の拿捕について

本日午後0時37分ころ、水産庁取締船「白萩丸」は、島根県隠岐郡隠岐の島町所在白島埼灯台北方62kmの我が国排他的経済水域（EEZ）において、韓国カニかご漁船「7범양」（7ボムヤン）（総トン数92.70トン）の船長で韓国人の金辰祐（キムジンウ）（46歳）を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反（無許可操業罪）容疑で通常逮捕した。

金容疑者は、本年5月15日午後0時7分ころ、兵庫県美方郡香美町所在余部埼灯台北方130kmの我が国EEZにおいて、農林水産大臣の許可を受けずに操業を行っていたのを第八管区海上保安本部美保航空基地所属の航空機が現認し、境海上保安部と水産庁境港漁業調整事務所、九州漁業調整事務所（福岡市）が連携して捜査に当たっていたところ。水産庁取締船が本日午前4時59分ころ、同船を発見したため、米子簡易裁判所から逮捕状の発付を受けて、拿捕したものである。

水産庁及び海上保安庁による外国漁船の拿捕件数は、本件で本年20件目であり、うち韓国漁船は14件目である。

水産庁及び海上保安庁は、今後も連携して、山陰沖の北部暫定水域に隣接する我が国EEZでの韓国漁船の無許可操業について、厳正に取締りを行っていく方針である。

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所  
担当者：長谷川  
連絡先：0859-44-3682